

三鷹市立図書館協議会 第14期提言

『市民から親しまれる図書館へ』

平成21年6月25日

三鷹市立三鷹図書館
館長 八代 誠 様

三鷹市立図書館協議会

会 長	大原 盛子
副会長	宍 戸 寛 (平成20年5月まで)
副会長	斎 藤 史 郎
委 員	岡 田 実 (平成20年4月まで)
委 員	山田 三重子 (平成20年5月から)
委 員	安 原 美 代 (平成21年3月まで)
委 員	中野 田郎一
委 員	高橋 かおり (平成20年5月まで)
委 員	米 屋 奈 加 (平成20年6月から)
委 員	和 田 陽 子 (平成20年9月まで)
委 員	佐 後 俊 親 (平成20年9月まで)
委 員	生 田 美 秋 (平成20年9月まで)
委 員	瀬 島 健 二 郎 (平成20年6月から)
委 員	小 野 桂 子
委 員	石 原 晃 子 (平成20年3月まで)
委 員	磯 みゆき (平成20年6月から)

(順不同)

はじめに

平成21年1月より三鷹市立図書館ではすべての図書館資料にICタグ貼付とともに、自動貸出返却機、予約棚、BDS（貸出手続き未完了図書検知器）が導入され、ICタグシステムの本格的な稼働が始まりました。このシステムにより図書館利用者は大幅に増え、大量の予約、貸出、返却に応じることが可能になりました。

このような三鷹市立図書館の変革の時、第14期三鷹市立図書館協議会では稲城市立中央図書館と府中市立中央図書館の視察を含め「市民から親しまれる図書館づくり」について話し合ってきました。ハードウェアの面では充実された訳ですから、次のステップとして図書館サービスに対する市民の多様な要望にいかに対応していくかというソフトウェアの面でのレベルアップを考える必要があります。そこで、図書館の人財や地域の知的資源を活かした主体的な活動、サービスのできる方策等について提言します。

三鷹市立図書館協議会
会長 大原 盛子

目 次

- 1 三鷹市の「図書館大変身!!」と第13期提言について . . . 1
 - (1) 「図書館大変身!!」
 - (2) 第13期提言について

- 2 「市民から親しまれる図書館」へ . . . 2
 - (1) 人財の活用—ハード面からソフト面の充実—
 - ア レファレンス体制のさらなる強化
 - (ア) 「司書」有資格者の優先的配置
 - (イ) 職員研修のさらなる充実
 - イ 宅配サービスの具体化
 - (2) 書籍・資料の収集—有効・再生利用への方途—
 - ア 収集方針、選定基準、除籍基準の公開
 - イ 人気本などへの対応
 - (3) 郷土（地域社会）の歴史発掘と図書館の役割

- 3 「和」を「輪」に広げる—利用者間の交流— . . . 4

- 4 南部図書館への対応 . . . 5
 - (1) 南部図書館整備の現状
 - (2) 望ましい南部図書館
 - ア 南部図書館の運営主体
 - イ あらゆる世代の居場所としての図書館
 - ウ 保存庫としての機能
 - エ 南部図書館整備への市民参加

- 5 学校図書館やコミュニティ・センター図書室等との連携 . . . 6
 - (1) 学校図書館との連携
 - ア 学校図書館の現状
 - イ 学校図書館と三鷹市立図書館との連携
 - (2) コミュニティ・センター図書室等との連携

『市民から親しまれる図書館へ』

1 三鷹市の「図書館大変身!!」と第13期提言について

(1) 「図書館大変身!!」

三鷹市は平成20年4月、「第3次基本計画（平成13年度策定）」の第2次改定に当たって「改定の基本計画」を公表しました。その柱のひとつに、端的に言えば「人財の活用」があります。「人財」とは見慣れない用語です。実は三鷹市の場合、人材の『材』には素材・材料のイメージが強いため、加えて市民サービスを提供する市職員を「宝・財産」と位置づけ、「人財」との表現を使います。人財の活用に期待するのは、図書館の様々なサービス分野も例外ではありません。

三鷹市立図書館にとって平成21年1月8日は、エポックな幕開けとなりました。「ICタグシステムの導入」です。市教育委員会の言葉を借りれば「図書館大変身!!」（「みたかの教育」平成20年11月23日発行）です。図書館資料のすべてにICタグを貼付し、貸出、返却業務の迅速化、効率化を図りました。予約—貸出—返却まで、利用者自らがカウンターの職員を介さなくても、自分で希望する手続き、サービスが受けられるシステムが完成しました。これらの手続きが、全市立図書館で共通のシステムでできるようになったのは全国で初めてであるとのこと。平成19年のコンピュータ・システム入れ替え（図書館ホームページから予約、予約キャンセル、貸出期間の延長も可能に）と併せ、地域の情報拠点としての機能の充実を図り、ユビキタス・コミュニティー（コンピュータで結ばれた社会）形成への一歩となりました。「利用者にできるだけ早く書籍、資料を提供したい」という関係者の長年の夢が結実した、快挙の瞬間です。

(2) 第13期提言について

第13期提言（平成19年6月29日）は、主に次の観点から提言が行われました。

[提言内容]

『地域社会、市民生活に根ざした図書館サービスをめざして』

地域の情報拠点・課題解決支援型としての三鷹市立図書館

ア 市民に期待される図書館へ

イ 図書館に求められる姿勢

—「静」から「動」へ—

(ア) 情報発信基地としての図書館活動

—レファレンス・サービスの強化—

- (イ) 時代の要請、市民のニーズに即座に対応できる図書館
- (ウ) 歴史、伝統、文化を継承しはぐくむ図書館
- (エ) ICTを活用したハイブリッド型図書館

—ICTに精通した司書の配置—

ウ 施設、設備の改善

—明るく居心地のよい図書館—

エ 市民と協働していく図書館

—図書館ネットワーク・類縁機関との相互協力—

第13期提言後、図書館の大きな流れとして、平成19年11月には図書館システムの再構築が行われ、在庫図書への予約が可能となり、また、リライトカードなども導入されました。平成20年度には、すべての図書資料にICタグが貼付されると同時に、ICタグに対応した自動貸出機、自動返却機、予約棚、BDS（貸出手続き未完了図書検知器）も導入され、平成21年1月8日の図書館リニューアルオープンへと続きました。

このことは、利用者にとっての貸出、返却、予約の利便性が大幅に向上し、新たな利用者や貸出冊数、予約冊数などの増加が図られました。

また、この時期に出された第13期の提言を受けて、三鷹市立図書館としては、レファレンス・サービス強化の検討および職員研修の実施、ビジネス支援サービスにおける「まちづくり三鷹」や「ネットワーク大学」との連携・協力を図るなど、様々なサービスの拡充が行われました。また、本館資料室「三鷹をはじめて知る」図書コーナーの開設、資料室所蔵資料の総点検、郷土史講座の開催や本館の学習室拡充、飲料自動販売機の設置、2階読書テーブルの増設、本館総合カウンター、児童カウンターの設置など、施設や機能の整備充実と併せて、資料データベースの拡充も行われました。

以上のように、三鷹市立図書館が提言に沿った取り組みを積極的に行ったことは大きな成果であると評価できます。一方、障がい者や高齢者の方などへの図書の宅配サービス、コミュニティ・センター図書室などとの連携、児童カウンター業務の充実など、未着手や充実すべき課題が残っています。これらは、今後も三鷹市立図書館が取り組んでいかななくてはならない課題です。

2 「市民から親しまれる図書館」へ

(1) 人財の活用—ハード面からソフト面の充実—

図書館資料のすべてにICタグを貼付することにより貸出、返却が自動化され、業務が簡略化、省力化されました。これによって、図書館職員には積極的に市民へのサービスに力と時間を振り分けられる余地が生まれました。それはまた、職員の力量が問われることでもあります。

ア レファレンス体制のさらなる強化

(ア) 「司書」有資格者の優先的配置

図書館サービスで「貸出」と車の両輪の関係にあるといえる「レファレンス（図書・資料案内、読書相談など）」については過去の図書館協議会提言などを通じ、繰り返しその充実が求められてきました。特にレファレンス・サービスは、「平成20年度図書館事業計画」の中でも主要施策のひとつにあげられています。しかし、現在三鷹市立図書館職員において司書資格保有者が近隣の市と比べて少ないのも事実です。そこで、具体的には司書資格を有し意欲的な職員の図書館への優先的配置を強く要望します。

(イ) 職員研修のさらなる充実

図書館に勤務している職員全員を対象に、利用者に接するにあたり必要な基本的スキルを習得できる研修が受けられることを要望します。また、司書資格を有する職員については、さらに専門的研修を受けるようにすることも要望します。図書館司書職員の研修を奨励することは、改正図書館法の条文の中にも含まれています。

イ 宅配サービスの具体化

図書館に来られない市民のため、宅配サービスの実現に向け具体的検討に入るよう要望します。この配達制度導入についての考え方は、「第3次基本計画（第2次改定）」「まちづくりの指標」の第7部「創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる」の中で、「検討を進めます」と述べられています。

実施に当たっては、三鷹市シルバー人材センターや移動図書館等の活用も有効であると思われます。

なお、貸出サービスは、同時に「受け取りや返却サービス」も行うこととなりますので、宅配サービスには、貸出、返却を含めたきめこまかなサービスのあり方の検討が必要となります。

(2) 書籍・資料の収集—有効・再生利用への方途—

ア 収集方針、選書基準、除籍基準の公開

三鷹市立図書館における書籍、資料は、どのような選書基準で収集さ

れているのでしょうか。このことは、図書館の利用者にとって関心事のひとつであると思います。「収集方針」は、図書館がどのような資料を市民に提供する責任を持つのかを明らかにするという意味で重要であり、それは公開しないとその役割は果たせません。現在、「三鷹市立図書館資料収集方針」は図書館のホームページに公開されています。選書基準や除籍基準も公開することを求めます。

イ 人気本などへの対応

ベストセラーなどを、真っ先に読みたいという心理は図書館利用者にも共通したものでしょう。しかし、同一図書を何冊も購入することは利用者の幅広い要望への配慮に基づく予算配分の公平などの理由から避けなければなりません。

三鷹市立図書館で所有している人気本で利用者自身が購入し既に読み終えた本の寄贈を利用者に呼び掛けてはどうでしょうか。こうした取り組みは、他の自治体において前例があることです。

(3) 郷土（地域社会）の歴史発掘と図書館の役割

三鷹市内には古代からの歴史的な史跡が多くあります。例えば、大沢・出山横穴墓群の他、井の頭、新川、野川地区などに古代人の生活痕跡が残されています。また、朝鮮半島からの帰化人の流れを汲む人々が開墾した歴史も伝えられています。それらの歴史的価値のある事物は三鷹市教育委員会の所管となりますが、市内のいろいろなセクションで保管されています。それらの情報を図書館で収集し、展示、まとめ、広めていくことも今後大切なことであると考えます。

3 「和」を「輪」に広げる―利用者間の交流―

図書館を利用している市民は、個人としての利用が多数であると思われる。それを図書館が中心になって利用者の大きな輪としていくことができないでしょうか。

まず、利用者間の交流が持てる場が必要です。具体的には、利用者相互の懇談会や読書会等の場を設置することなどが考えられます。

次に、図書館業務のうち、予約、貸出、返却の部分が自動化された今、利用者の声を収集する方策が必要となります。そこで、その手段のひとつとして従来の意見箱やメール等の活用も有効だと考えます。利用者の意見を取り上げ、それに応える場として掲示板のような物があればさらに良いと思います。多様な手段での意見の収集とそれに対応することが今後ますます大切になると考えます。

4 南部図書館への対応

(1) 南部図書館整備の現状

現在の「第3次三鷹市基本計画(第2次改定)平成20年3月確定」には、平成22年度までの計画期間内に「新川・中原地域に整備する予定の南部図書館(仮称)について、市内・近隣の大学・研究機関等に行った知的資源の地域開放における調査の結果を踏まえ、財団法人アジア・アフリカ文化財団(以下「AA財団」という)との協働により、特色ある市立図書館として計画期間内の整備に向けた検討を進めます」と記されています。ところが、国の公益法人制度改革が、AA財団が市と協働を進めるはずであった図書館事業にも大きな影響を与えることになってしまいました。結果、AA財団は公益法人認定の申請事務を慎重に進めねばならず、図書館整備に向けての予定が滞ることとなったのです。

(2) 望ましい南部図書館

ア 南部図書館の運営主体

南部図書館は、三鷹市がAA財団と協働で整備するとの計画になっています。しかしながら、計画は現在滞っています。図書館は文化の発信源として市民の重要な場所です。最近では運営を民間委託するという考えもありますが、長年の三鷹市立図書館のノウハウやシステムを生かした図書館のあるべき姿を十二分に考える必要があります。

イ あらゆる世代の居場所としての図書館

バリアフリー設計、駐車場や駐輪場の確保、周囲の安全性への配慮は元より、すべての世代のための十分なスペースも必要です。例えば、お話し室や科学遊びのためのスペース、学習室、くつろぎのためのスペース、展示、交流の場等のスペースも考えられます。

ウ 保存庫としての機能

三鷹市立図書館全館をみると、資料の保存スペースが足りません。数年のうちには、どの図書館においても資料の増加により溢れることが目に見えています。そこで、保存庫としてのスペースも必要となります。

エ 南部図書館整備への市民参加

計画を進めるにあたっては、図書館のあるべき姿を理解している図書館職員、図書館建設に詳しい設計者、地域の利用者を中心とした市民の意見を交換できる場を初期の段階から作る必要があると思います。長年の願いである南部図書館整備なので、これを利用する市民の積極的な関与が特に重要です。

5 学校図書館やコミュニティ・センター図書室等との連携

(1) 学校図書館との連携

ア 学校図書館の現状

平成7年度から学校図書館整備事業が進められ、平成14年度までには、小・中学校22校全校に整備が完了し、それと共に、学校図書館司書が配置されました。事業開始初年度は、通常年度の10倍近くの書籍購入予算が割り当てられましたが、早い学校ではそれから10年以上も過ぎて図書資料の劣化がみられるにもかかわらず、図書購入費が削減されているのが現状です。また、学校図書館司書も土曜日の学校地域開放のために平日の勤務時間が5時間に制限されるようになりました。各学校は、図書館の開館時間を工夫していますが、さらなる学校図書館への人財の投入により改善することが必要であると考えます。

イ 学校図書館と三鷹市立図書館との連携

学校では、図書購入費の減額により希望どおりの図書の購入が困難となっています。そこで、効率的な選書をするために、図書館側からの学校図書館司書への有効なアドバイスや連携が必要です。例えば、図書館の廃棄本の受け入れ先として学校図書館を最優先にすることなども考える必要があります。

また、学校図書館司書の能力を伸ばす研修も時代のニーズに合致したものでなければなりません。

(2) コミュニティ・センター図書室等との連携

図書館が併設されている駅前コミュニティ・センターを除き、市内6ヶ所のすべてのコミュニティ・センターには市民が利用できる図書室が併設されています。現在、大沢、井の頭、連雀の各コミュニティ・センターとは図書館との連携が図られていますが、利用上の制約があるなど、さらなる利便性向上への取り組みが強く望まれます。コミュニティ・センター図書室は、市民への開放の在り方や図書の蔵書構成が図書館と類似している共通点を生かし、今後さらに図書館との連携が図られることにより、コミュニティ・センター図書室の活性化にも大きく寄与するものと期待されます。

また、現在杏林大学医学図書館と連携が実施されていますが、さらに他の大学等の図書館との連携も検討されるべきです。

おわりに

平成21年1月8日から市立全図書館に導入された「ICタグシステム」は、三鷹市が目指すユビキタス・コミュニティ形成への確実な第一歩となるはずで、また、そのように期待します。

「新技術導入」の次は、「財産としての人」の活用。その意味で第14期提言のキーワードは「人財」・「再生（参加）」と「わ（和・輪）」です。

一方、私たちの社会には、市民の知る自由に反して特定の出版物や情報を公開しないようにしていると思える事象が報道され物議をかもしている現実もあります。

「情報公開」を維持し続ける社会づくりのためには、常に市民の公正で勇気ある監視が欠かせません。次の言葉を改めてかみしめたいと思います。「図書館は現在及び過去の諸問題について、あらゆる視点から扱った資料、情報を提供（公開）すべきである。資料は、党派、信条の違いを理由に、利用を妨げてはならない」（米国図書館協会採択の『図書館憲章Ⅱ』より）